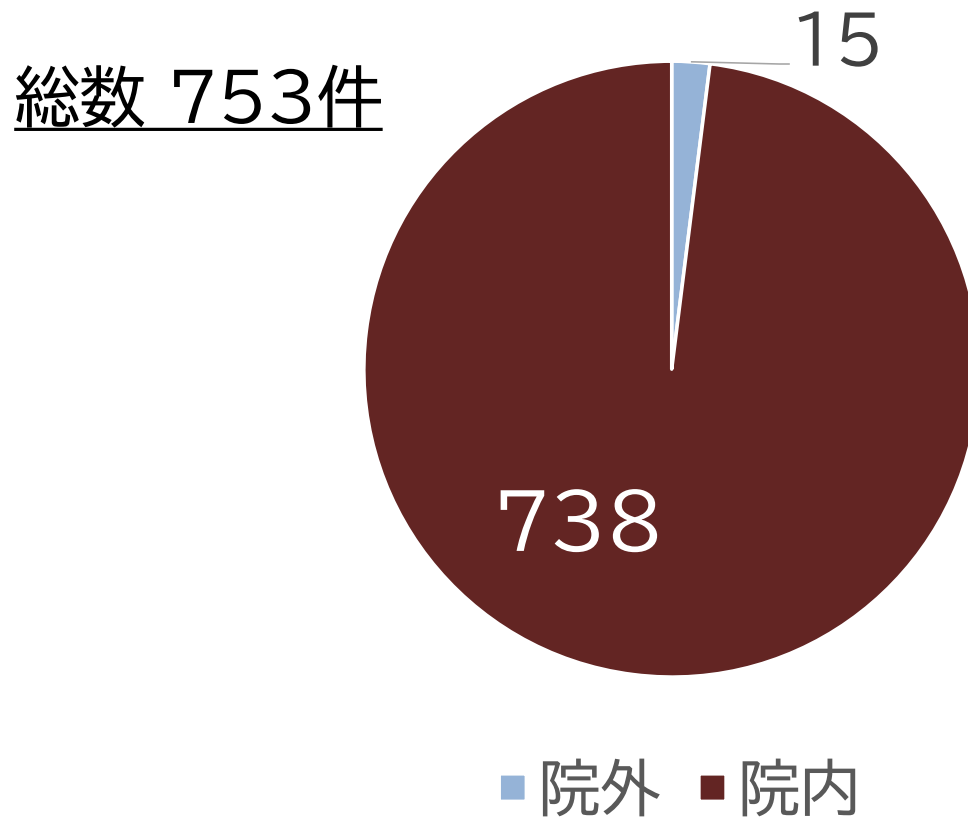


宮城県成人移行支援センター

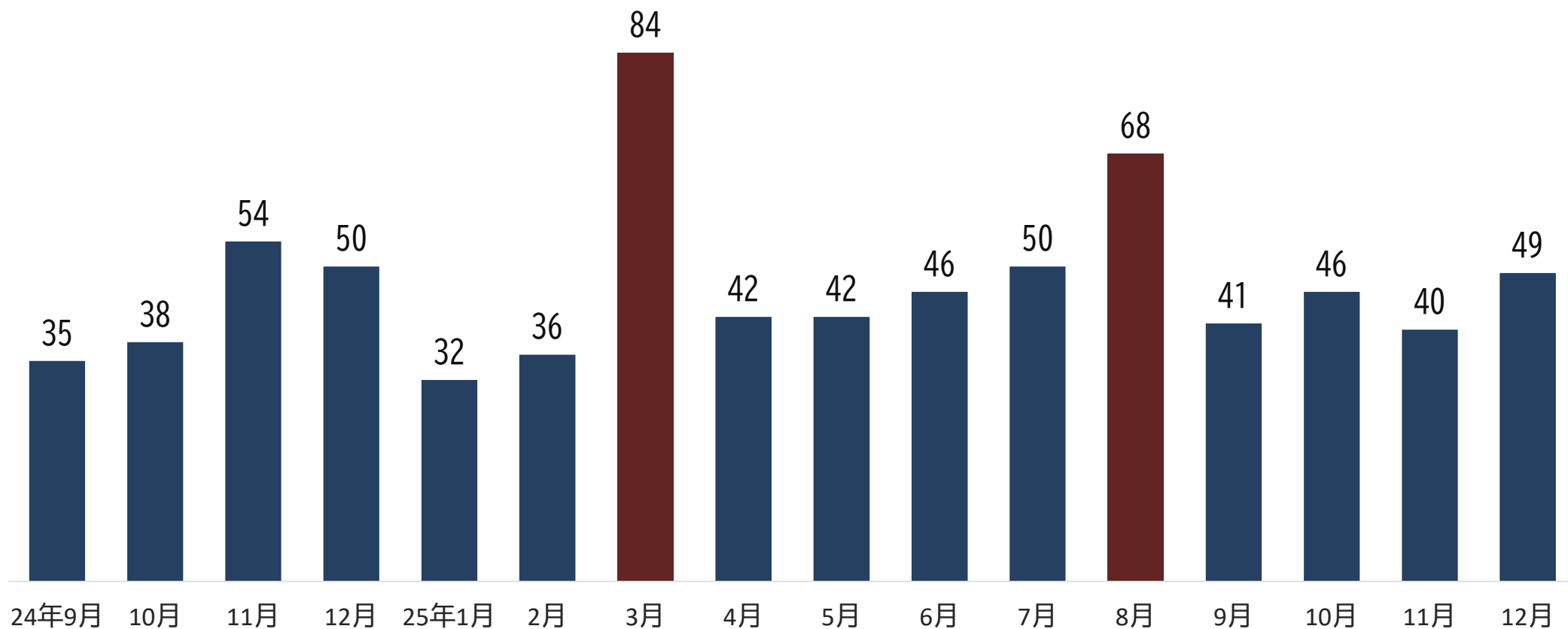
2024年9月～2025年12月(16か月間)における相談/支援介入件数



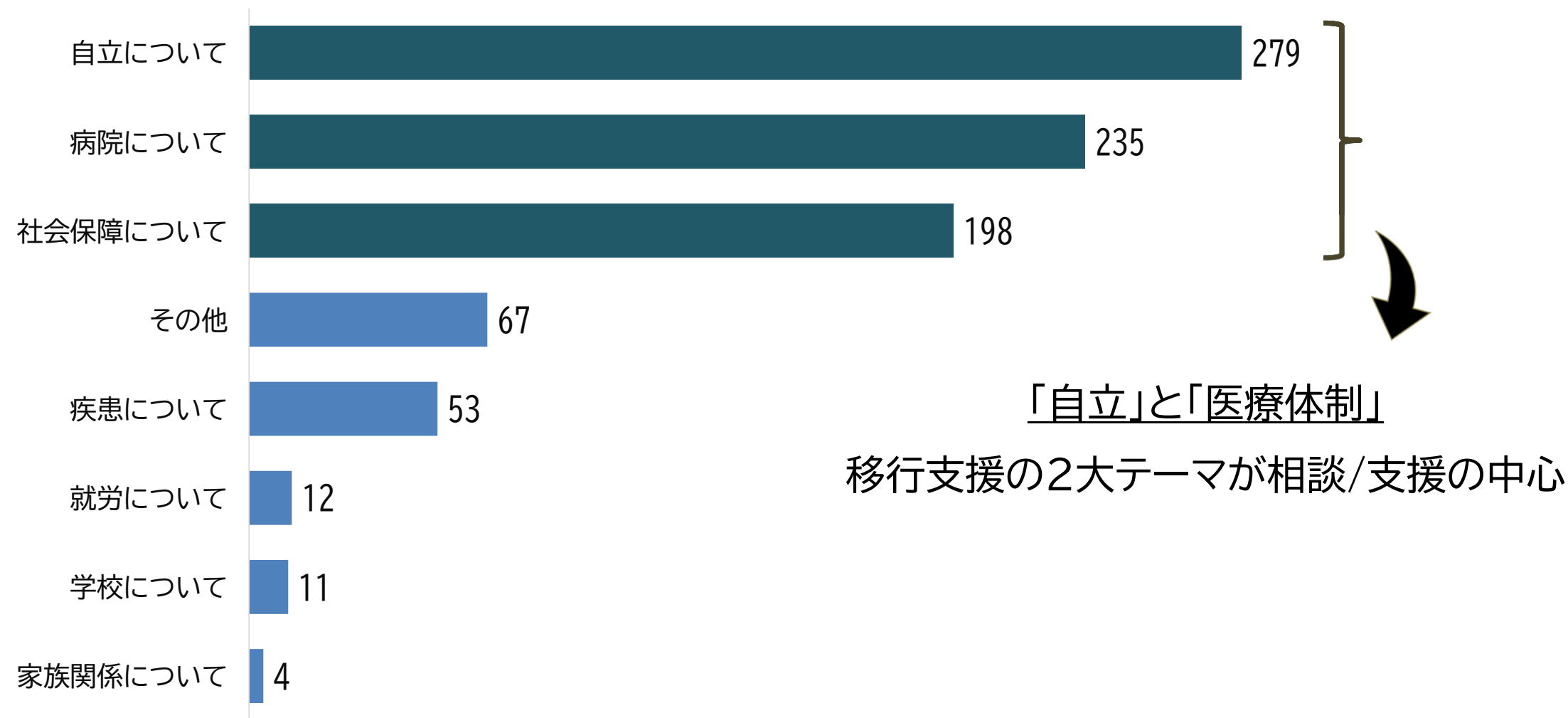
当院通院患者以外≡『院外』からの相談は
ごく少数
(電話やWEBフォームからの問い合わせ)

月別相談・支援介入件数（2024.9～2025.12）

月平均47件の相談・支援介入。長期休み期に増加。



相談/支援介入の内容別件数（2024.9～2025.12）



具体的相談と対応

- ✓ 数年前に成人診療科へ転院したが、まもなく20歳で小児慢性特定疾病受給者証が失効するとのことで、患者母が区役所へ相談。そこで「成人移行支援センターに相談を」と言われて電話した。
→ 指定難病について説明し、通院している病院の医師やMSWへ指定難病の件を相談するように伝えた。
- ✓ 軽度知的障がいと肢体不自由がある19歳患者の就労について、保護者から相談あり。
→ 就労支援B型で在宅ワークできる事業所を紹介(MSW対応)。
- ✓ 転医先の病院と当院との支給物品の種類と数に変更になる点について相談あり。
→ 患者側の納得が得られず、医師と看護師で複数回の説明を行った。
- ✓ 胃瘻交換のフォローを他院に依頼し受診したが、「当院の対応と違う」と20歳代の女性患者の親から相談あり。
→ 親が不信感を訴えて別の病院に変えたいとの希望あり、医師と看護師で対応した。

個別の相談から地域全体における支援体制の構築へ



行政との連携

宮城県成人移行
支援センター



関係機関との連携強化

病院・福祉施設・相談機関等
との協力

- ✓ MSWをコーディネーターとして配置
- ✓ 看護師を成人移行支援担当として配置



啓発と人材育成

医療者向けの研修会や患者・家族向けの講演会

患者・家族と語る成人移行支援の会

開催日：2025年12月7日（日）

こどもから大人へ、医療も変わる
～経験者と考える“成人移行”のかたち～

場所：宮城県立こども病院 あやしホール
参加者：若年患者さんとその家族、医療者
定員：50名（予定）

13:30～13:50	開会挨拶・趣旨説明
13:50～14:40	座談会（患者・家族・医療者による発表と対話）
14:40～15:20	質疑応答・参加者との意見交換
15:20～15:30	まとめ・閉会挨拶

おおよその参加者状況把握のため、参加希望の方は
右記QRコードよりお申し込みください。



主催：宮城県成人移行支援センター

協力：宮城県立こども病院、小慢さぼーとせんたー、宮城県心臓病の子どもを守る会



患者・家族と語る成人移行支援の会

小児期に慢性疾患を発症して大人になった方、そして保護者の方を囲み、小児診療科から成人診療科へ移った際に感じたこと、考えたことなどを話し合います。

宮城県立こども病院で行っている成人移行支援活動について紹介し、これから成人移行を迎える患者さん、保護者の方々とそれぞれの成人移行のかたちを考えます。

宮城県成人移行支援センター センター長
宮城県立こども病院リウマチ・感染症科 科長
梅林宏明

問い合わせ先

宮城県成人移行支援センター

電話：050-1721-3186

（月・水・金 13～16時）



Health Care Transition

<参加者>

・パネリスト:5名
┌ 成人患者 3名
├ 保護者 1名
└ 小児科医 1名

・一般参加者:12名
┌ 保護者 8名
└ 患者 4名

・当院職員:9名

重症心身障がい者の成人移行に どう向き合うか

— 当院における現状と院内・院外連携の課題 —

2026年3月4日(水) 17時30分～18時30分

場所:愛子ホール (WEB 配信あり)

対象:医師、看護師、メディカルスタッフ

(法定研修ではありません)

「18歳を過ぎれば成人科へ」という流れが通用しないこともあります。
転医の難しい例が直面する現状は、一部の担当者だけでなく、全スタッフが
直面している課題です。重心者の成人移行のリアルを、共に確認しましょう。

次第

1. 宮城県成人移行支援センターの活動 梅林宏明 (10分程度)

2. 重症心身障がい者の成人移行支援 —現状と課題— 神経科 遠藤若葉

宮城県立こども病院泌尿器科と成人移行支援センターが協働で行った調査(一部抜粋)

関係医療機関 御中

2025年11月

宮城県立こども病院 泌尿器科
 科長 坂井清英
 医長 武田詩奈子
 宮城県成人移行支援センター
 センター長 梅林宏明

小児期発症「泌尿器疾患」患者の成人移行に関する調査

回答用紙 (1枚目)

回答方法：
 ① FAX (022-391-5118 病院代表)
 ② メール添付 (アドレス: sejiniiko-ctr@miyagi-children.or.jp) ①~②いずれかでご回答ください。

医療機関名			
医師名			
該当地域を○で囲んでください			
施設所在地	宮城県	仙台市 (青葉区 泉区 太白区 若林区)	
		仙南医療圏	大崎・栗原医療圏 石巻・登米・気仙沼医療圏
	宮城県以外	青森県	岩手県 秋田県 山形県 福島県

泌尿器科医師が所属する
 泌尿器科同窓会の会員+
 当院から紹介実績のある
 施設を対象

回収率:63%
 (45/71 施設)

医療機関名	所在地 (仙台市)	所在地(仙台市以外)	予約		事前の診療情報提供書送付	指定難病指定医療機関	小児慢性指定医療機関	15条指定医(ぼうこう)	対応可能患者			ネラトン				セフティカテ			
			診療日	新患予約					自力歩行	車いす	重症心身障害者	8Fr.	10Fr.	12Fr.	14Fr.	8Fr.	10Fr.	12Fr.	14Fr.
病院	太白区		平日のみ	当院が取得	要	○	○	○	○	○	△	×	×	○	×	×	×	○	×
病院	泉区		平日のみ	当院が取得	要	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	×	○	×
病院	青葉区		平日のみ	当院が取得	要	○	○	○	△	△	△	×	○	○	○	×	×	○	○
病院	青葉区		平日のみ	当院が取得	要	○	○	○	○	○	×	△	○	○	△	△	○	○	△
病院		石巻・登米・気仙沼	平日のみ	当院が取得	要	○	○	○	○	△	×	×	○	○	○	×	×	○	×
病院		石巻・登米・気仙沼	平日のみ	予約不要	不要	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
病院		山形	平日のみ	当院が取得	要	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×	△	△	○	○
病院		石巻・登米・気仙沼	木以外の平日・初診は月火金のみ	当院が取得	要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○

県内の総合病院を訪問



施設情報を記録



✓ 施設情報のデータベース化

- ・移行先の選択
- ・事前に必要な情報を確認
(家族への伝達事項など)

✓ 移行に関係する施設で
情報共有

成人移行先情報		施設名 :
		2025年 11 月 6 日
デバイス	業者・メーカーなど	受け入れの可否
人工呼吸器	業者：帝人ヘルスケア、フィリップス、フクダライフテック	
酸素	業者：帝人ヘルスケア、フィリップス、フクダライフテック	
気管カニューレ	メーカー 高研 泉工医科工業 コヴィディエンジャパン	
胃瘻	メーカー 富士システムズ ニプロ オリンパス 交換時の注意：注入は、当日の朝9時前までに済ませてください	
胃チューブ	メーカー カーディナルヘルス	
栄養注入用ポンプ	業者：カーディナルヘルス、トップ、ニプロ	
腸瘻	メーカー カーディナルヘルス	
ストーマ	メーカー コロプラスト、ホリスター 他	
洗腸	採用なし（対応不可）	
自己導尿	物品の種類 ・クリエートメディック（セフティカテ） ・ディヴィンターナショナル（間欠式バルーンカテーテル）	
腹膜透析	メーカー ヴァンティブ	
CV	・P-Uセルサイトポート（東レ・メディカル） ・PICC ・プロビアック（採用なし 対応不可）	
在宅自己注射	対応可能な薬剤 インスリン・免疫抑制剤等 要相談	
ITB（パクロフェン髄注内投与療法）	採用なし（外来対応歴なし）	

- ・どのような疾患の受け入れが可能か（受け入れ診療科）
重症心身障害患者、二分脊椎、水頭症（シヤント）、てんかん、リウマチ疾患、消化器疾患、血液疾患、腎臓疾患、泌尿器疾患、循環器疾患 など
*受け入れ診療科については、事前に情報を頂いた上で、ご相談させていただきます。
- ・在宅物品はどのように支給しているか
月1回の外来受診時に外来でお渡し
(次回外来予定日まで+1~2回分を多めに)
- ・支給数の決まりはあるか
経管栄養に関してはシリンジのみ支給。栄養ボトル、ルートは自費購入を家族、患者へ依頼。
(購入依頼中の場合、自宅に届くまでの間の分として1~2個をお渡し)
- ・駐車場スペースや車椅子・バギーは入れるか
車椅子専用駐車場あり。ただし、自身で運転をし受診をする患者（本人）が優先。
付き添い者が運転の場合は、一般駐車場を利用。
正面玄関前に一時停車し、患者の乗降、移動することは可能。
一運転者が駐車場に車を移動中の、患者の付き添い等の対応は、院内スタッフが必ず対応出来るとは限らない
- ・訪問診療の場合はどこまでの距離が可能か
訪問診療は行っていない
(WOC、緩和の認定看護師の同行訪問、附属訪問看護ステーションでの対応は可能)
- ・医療費について（申請・更新は可能か）
小児慢性・・・可能
特定難病・・・可能
身体障害者手帳・・・可能
療育手帳・・・可能（事前要相談）
精神障害者保健福祉手帳・・・可能
障害年金の新規作成と更新・・・可能
- ・受診前に欲しい情報は
診療情報提供書（疾病の経過、治療歴など）
看護サマリー（入院、通院時の対応記録、家族背景、アレルギーや注意事項など）
- ・初回受診前に患者・家族に伝えてほしいこと
こども病院さんのスタッフと同じ対応を求めることは出来ない。
成人の患者も多々いらっしゃる中での対応となること。
今後の治療、療養等の相談窓口は、患者サポートセンターとなる。
*当院は、地域連携室と患者サポートセンターの窓口が別になっております。
問い合わせ内容の窓口不明時には、患者サポートセンターへお問い合わせください。
- ・こども病院から患者紹介時の相談担当者
紹介時は地域連携室、診療科毎に担当のMSWへ相談可。
患者や保護者の情報や何科に紹介するか等不明時は、患者サポートセンター師長へお問い合わせください。

現場で困っている点

- 医療的ケア者・重症心身障がい者の受け入れ先不足
- 患者会・家族会の信頼性判断が困難
- 相談・交流事業の展開方法が未確立
- 家族緊急時の支援体制が脆弱

他機関に期待される役割

- 成人移行先(医療・支援)の可視化
- 情報集約・共有の仕組整備
- 成人科向け教育・研修機会
- 医療以外の視点からの助言

他機関連携の課題

- 小児科と成人科で方針に差がある
- 移行期に支援が分断されやすい
- 医師会等との連携が不十分
- 成人科側の経験・知識不足

小児慢性疾病・難病・成人移行等に関わる関係者会議

(2026年2月10日 開催)

参加施設

- ・宮城県成人移行支援センター
- ・小慢さぽーとせんたー
- ・宮城県医療的ケア児等相談支援センター
- ・東北大学病院 難病医療連携センター
- ・宮城県難病相談支援センター
- ・仙台市難病サポートセンター
- ・あおぞら診療所ほっこり仙台
- ・宮城県
- ・仙台市

【成人移行関連すべきこと】

➡ 支援の空白が生まれやすい

- ・関係機関の連携(施設/科の移動、制度の違い)
- ・成人移行先・支援資源の「可視化」と「共有」
- ・小児科～成人科の「考え方の差」を埋める対話の場づくり

宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会

宮城県医療的ケア児等支援検討会議

必要な会議へ新規参加

宮城県難病医療連絡協議会(成人)

・神経・筋分野診療連携体制構築委員会

・消化器分野診療連携体制構築委員会

・血液・免疫分野診療連携体制構築委員会

小児慢性疾病・難病・
成人移行等に関わる
関係者会合

情報・知見の
提供と還元

新規設立？

独立？ 合同？

医ケア者/重心者における
成人移行を検討する会議体(未設置)

小児慢性疾病患者における
成人移行を検討する会議体(未設置)

小児科系医師
成人科系医師
小児科系看護師
成人科系看護師
MSW
関係機関
行政
(患者関係者)

8. 小児医療の重視

令和八年度
診療報酬改定に
対する



内保連基本方針

一般社団法人内科系学会社会保険連合

249101 成人移行支援連携指導料1,2

日本小児科学会

■ 既存の治療法との比較

難病外来指導管理料、小児科療養指導料では、多職種チームによる小児医療機関内での取り組みに対する評価が得られない。

■ 対象疾患

日本小児科学会が公表している「移行期医療における疾患別ガイド」に載っている疾患、および各学会で独自に移行期医療のガイドを策定している疾患

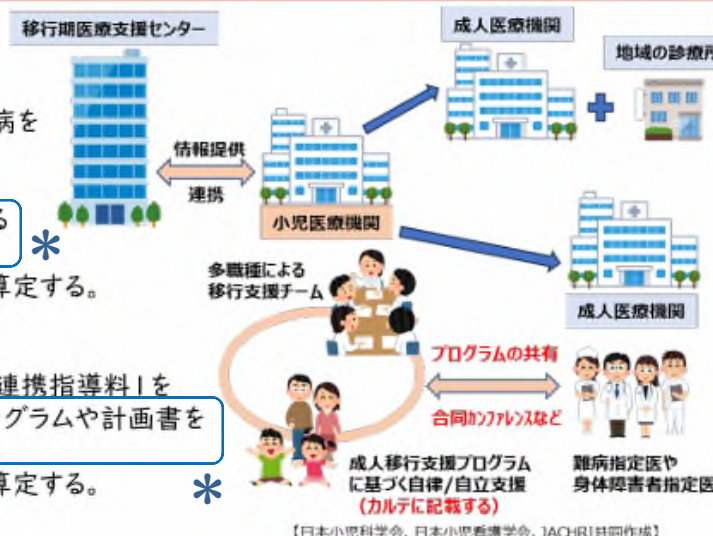
■ 希望する診療報酬上の取扱い

成人移行支援連携指導料1(小児医療機関)

移行期医療における方針が示されている小児慢性特定疾病を持つ患者に対し、自律(自立)支援と成人診療への移行を目的として、多職種による成人移行支援チームが、成人移行支援プログラムに基づいて成人移行支援に関する計画書の策定を行い、成人移行支援を行った場合に、患者一人につき2年間に限り月1回を限度として500点を算定する。

成人移行支援連携指導料2(成人医療機関)

難病指定医あるいは身体障害者指定医が、成人移行支援連携指導料1を算定した患者を受入れ、成人移行支援連携指導料1のプログラムや計画書を共有して診療を行った場合に、受入れた成人医療機関毎に患者一人につき1年間に限り月1回を限度として500点を算定する。



- ・ガイドには「胃瘻保有者」「気管切開保有者」などの“状態”も挙げられている。
- ・日本小児科学会の各分科会に対して疾患の追加が募集された。

*「成人移行支援プログラム」や「計画書」が、どの程度の内容かは不明。

令和8年度診療報酬改定

成人移行期医療に係る受入を評価する難病外来指導管理料2の新設

- 小児科療養指導料の対象となる疾患及び状態である患者について、小児科を標榜する保険医療機関からの紹介を受け、小児科以外の診療科を標榜する保険医療機関を受診する場合に、紹介を受けてから5年以内に限り、難病外来指導管理料を算定可能とする。